附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

別表第二（略）

（略）											
二一二	し尿浄化槽（法（建築基準法施行令第三十二条の表第一項の規定により算定した処理対象人員が二以上五〇以下の一人たよるものに限る。）	(一) 昭和五十五年第七百九十二号が適用される前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十二条第一項の規定により算定した処理対象人員が二以上五〇以下の一人たよるものに限る。）の項の(1)(イ)及び(ロ)、(2)(イ)及び(ロ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ七〇、九〇、七〇、九〇、四〇とする。 (二) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(イ)及び(2)(イ)の値は、それぞれ六〇、三〇、五〇、二〇、四〇とする。	五〇	八〇	五〇	八〇	三〇	六〇			
二一三	し尿処理場（し尿浄化槽に係るものを除く。）	(一) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの（(二)に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄の(2)(イ)及び(3)(ロ)の値は、それぞれ四〇、三〇とする。 (二) 好気性消化法、嫌気性消化法、汚泥法又は活性汚泥法に凝集処理を加えた方法よりも高度にこの尿を処理することができる方法によりし尿をを処理するものにあつては、第三欄の(1)(イ)、(2)(イ)及び(3)(ロ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、四〇、一〇とする。	四〇	五〇	三〇	五〇	二〇	四〇			

別表第二（略）

（略）											
二一二	し尿浄化槽（法（建築基準法施行令第三十二条の表第一項の規定により算定した処理対象人員が二以上五〇以下の一人たよるものに限る。）	(一) 昭和五十五年第七百九十二号が適用される前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十二条第一項の規定により算定した処理対象人員が二以上五〇以下の一人たよるものに限る。）の項の(1)(イ)及び(ロ)、(2)(イ)及び(ロ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ七〇、九〇、七〇、九〇、四〇、八〇とする。 (二) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(イ)及び(2)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、四〇、一〇とする。	五〇	八〇	五〇	八〇	三〇	六〇			
二一三	し尿処理場（し尿浄化槽に係るものを除く。）	(一) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの（(二)に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄の(2)(イ)の値は、四〇とする。 (二) 好気性消化法、嫌気性消化法、汚泥法又は活性汚泥法に凝集処理を加えた方法よりも高度にこの尿を処理することができる方法によりし尿をを処理するものにあつては、第三欄の(1)(イ)、(2)(イ)及び(3)(ロ)並びに(3)(イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇とする。	四〇	五〇	三〇	五〇	二〇	四〇			